

第2回 行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議幹事会 概要

1 開催日時

平成30年7月19日（木） 13:30～13:45

2 開催場所

合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3 議題

行政文書の管理の在り方等について

4 出席者

（議長）内閣官房・古谷副長官補（内政担当）

（構成員）内閣官房・土生内閣総務官、内閣官房・向井IT総合戦略室長代理、内閣法制局・木村総務主幹、内閣府・北崎大臣官房長、宮内庁・野村長官官房審議官、公正取引委員会・粕淵事務総局官房総括審議官、警察庁・近藤総務課長、個人情報保護委員会・福浦事務局次長、金融庁・中島総括審議官、消費者庁・川口次長、復興庁・加藤統括官、総務省・林崎大臣官房長、総務省・山下行政管理局長、法務省・金子政策立案総括審議官、外務省・下川大臣官房長、財務省・百嶋大臣官房審議官、文部科学省・藤原大臣官房長、厚生労働省・樽見大臣官房長、農林水産省・水田大臣官房長、経済産業省・高橋大臣官房長、国土交通省・藤田大臣官房長、環境省・鎌形大臣官房長、防衛省・高橋大臣官房長

（オブザーバー）人事院・松尾事務総局総括審議官、会計検査院・腰山事務総局次長

5 発言者及び発言内容

（内閣官房・開出内閣審議官）本日は、お忙しい中急きょ御参集いただき、感謝申し上げます。ただ今より、第2回行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議幹事会を開催させていただく。

まずは内閣府より、「公文書管理の適正の確保のための取組について（案）」について御説明をいただきたい。

(内閣府・北崎大臣官房長)「公文書管理の適正の確保のための取組について」

(案)の内容について御説明申し上げます。内閣府においては、去る6月5日の閣僚会議において総理からいただいた御指示を踏まえ、関係省庁の御協力をいただき、行政全体への信頼の確保のため、真に実効性のある取組となるよう、検討を進めてきた。また、公文書管理委員会を3回にわたって開催し、有識者の御議論を反映させていただいた。資料1を御覧いただきたい。まず、【基本的な考え方】として、「公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」という基本理念を、職員一人ひとりが肝に銘じなければならないことを示した。その上で、具体的な取組を進めてまいりますが、その際、各府省においては、昨年末に改正した「行政文書の管理に関するガイドライン」による新たなルールの遵守を徹底していただくことが求められている。

具体的な取組のうち「公文書に関するコンプライアンス意識改革を促す取組の推進」については、まず、職員一人ひとりに働きかける取組として、各府省の総括文書管理者を対象とする全体研修等、研修の充実強化を図ることとしている。また、文書管理の状況の人事評価への反映や、特に悪質な事案については重い処分が行われることを含めた不適正な公文書管理に対する懲戒処分の明確化といった人事制度面の取組を進めてまいることとしている。体制面については、内閣府における「独立公文書管理監」、「政府CRO」と通称している。また、各府省庁における「公文書監理官」、仮称であるが、これを「各府省CRO」と通称している。これらを中心に、実効性のあるチェックを行うこととしている。

次に、「電子的な行政文書の管理の充実」については、関係府省の御協力もいただきながら、公文書管理委員会の有識者による議論を進めてまいりたいと思っている。文書の所在情報を的確に把握しうる電子的な文書管理の仕組みを構築するとともに、本年度中に、作成・保存から廃棄・移管までを一貫して行う仕組みの構築について、基本的な方針を策定することとしている。さらに、「決裁文書の管理の在り方の見直し」については、決裁文書の重要性に鑑み、事後的な修正は認めないこと、修正が必要な場合には新たに決裁を取り直すこと等を再確認し、ルール化してまいり。内閣府としては、この取りまとめの確実な実行を目指してまいるので、各府省におかれても、引き続き深い御理解と御協力をいただくよう、お願い申し上げます。

(総務省・山下行政管理局長) 資料3に沿って、明日のデジタル・ガバメント閣僚会議で決定予定の電子決裁移行加速化方針について説明する。電子決裁率が現在91.4%とある。今回、各府省の皆様御協力を得て実態把握をさせていただいたが、困難のないものはほぼ電子決裁になっているという状況。電子

決裁率 91.4%の外にあるものが、2.（1）に記載のように、これだけというわけではないが、大きく言えば国民からの申請が紙、または添付書類が紙で膨大といったもの。こういうものについて、単に電子決裁をやるといえば、膨大なものを PDF に読み込むという無駄な作業が生じるだけなので、デジタル・ガバメント実行計画に基づく添付書類の撤廃、オンライン化と並行して電子決裁を進めていくこととした。

一方、この 91.4%には分母の外があり、それが2.（2）～（4）である。（2）業務システムが政府共通ネットワークにつながっていないシステムについては、独自の決裁システムの整備も含め、御検討いただきたい。（3）現場職員については、必ずしも皆に環境を整備するのが効率的にも思わないので、業務の効率化に資する場合には端末配備を行って電子決裁を進めていただきたい。（4）会計関係書類については、現在紙で決裁を行っているところ、平成 33 年度目途で電子になる。そこで、会計検査院に出している証拠書類等も電子で出せるようにする方向で調整している。

このような考え方で、単に電子決裁の率を上げるのではなく、実際にどうやると業務が効率化するかという観点から今まで取り組んできた。各府省にはそれぞれの現場に、どのようにやっていくかをかなり細かいところまで考えていただくなど、多大なる御協力をいただき、感謝申し上げます。今後、業務の BPR、新たなシステムの構築等が必要になるが、その過程では、総務省行政管理局においても、BPR の観点から必要な協力をしてまいります。

もう一つ、我々が各府省に提供している文書管理システムについても、不便だという御要望を非常に多数頂いた。我々も真摯に受け止めており、今後実務者にも意見を聞きながら調整して、使い勝手の向上に取り組んでまいります。ただ、過去に人事・給与システム、旅費システムなど、各府省からそれぞれ出た要望に対し、特定の部署しか使用しない機能を導入して失敗してきた歴史もあり、どのような機能で揃えていくのが良いかを年内目途に調整させていただきたい。

当方針は明日の行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議にも報告するが、その前のデジタル・ガバメント閣僚会議で決定した上で、行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議に報告する。今後の進捗については、概ねデジタル・ガバメントの話と重なっているので、デジタル・ガバメント閣僚会議のほうでフォローアップを行う。よろしく願います。

（人事院・松尾事務総局総括審議官）決裁文書の改ざん等の公文書管理をめぐる問題については、人事院として必要な対応策について検討を進めてきたところ。そうした中、6月5日に開催された第1回の行政文書の管理の在り方等に

関する閣僚会議での安倍内閣総理大臣の御指示を受けて梶山内閣府特命担当大臣から人事院総裁に対して、公文書の不適正な取扱いに係る懲戒処分の量定を明らかにするよう検討要請が行われた。

人事院としては、公文書の適正な管理に資するよう、懲戒処分の指針を改正し、公文書の不適正な取扱いに係る懲戒処分の量定を明確化する方向で検討を進めている。

具体的には、刑法違反ともなる公文書の不適正な取扱いに加えて、不適正な公文書管理についても懲戒処分の対象となることを明確化するとともに、決裁文書の改ざんなどの特に悪質な事案については、免職を含む重い懲戒処分が行われることを明示する方向で検討を進めている。

懲戒処分の指針の改正時期については、現在検討中であるが、内閣府において検討されている各府省等の公文書管理に係るルールの整備状況を踏まえ、適切な時期に改正することとしたいと考えている。

(内閣官房・向井 IT 総合戦略室長代理) そもそも行政文書、特に決裁文書についての企画立案の処理において作成したものは、申請とともにやってくるものもあり、特に図面等、実際に民間では IT を使って作成したものをわざわざ紙で申請することは多数ある。したがって、入口から電子的に受け入れた上で、電子的に決裁にもっていくことが極めて重要ではないかと思っており、そういった点からも出来るだけ電子申請を普及させ、電子申請の場では、添付の不要なものは添付不要とし、かつ、添付が必要なものについても電子的に受け入れるということでは是非考えていただきたい。特に民間はどんどん進んでいるので、ほとんどの処理を電子的に行っており、実際定規を使って線を引くようなことは減ってきており、そういった民間の実態を踏まえて検討いただければと思う。

(内閣官房・開出内閣審議官) よろしければ、お手元の案を本幹事会の取りまとめとさせていただければと思うが、御異議ないか。

(「異議なし」の声)

(内閣官房・開出内閣審議官) それではそのようにさせていただく。感謝申し上げます。最後に古谷内閣官房副長官より締めくくりの御発言をいただきたい。

(内閣官房・古谷副長官補) まず、今回の取りまとめに御礼申し上げます。本取りまとめ案については、明日の閣僚会議に報告する予定である。今回の取りまと

め案は、文書管理の実務を根底から立て直すものであり、資料2の基本的な考え方に記載のとおり、職員一人ひとりが、公文書に対する意識を根本から転換していくことが肝要であり、公文書は国家公務員の所有物ではなくて、国民共有の知的資源であること、それから、行政文書の作成や保存は付随的業務では決してなく、国家公務員の本質的な業務そのものであること、を肝に銘じて職務を遂行しなければならないという発想を基に、必要な仕組みやルールについて検討を行ったものである点が一番重要である。総括文書管理者の皆様には、このことを再認識し、職員の意識改革に取り組んでいただきたい。

それから、本取りまとめ案に盛り込まれた事項のなかで、これからの体制整備については、まずこの秋に、内閣府の独立公文書管理監を局長級に格上げして、行政文書のチェック機能を追加する。そのもとに「公文書監察室（仮称）」を設置する予定である。新たな体制を円滑にスタートするために、人員配置等について、各府省に御協力をいただきたい。

また、各府省における体制整備については、まず本取りまとめ案が閣僚会議で決定したら速やかに公文書管理を担当する審議官の職務発令を実施していただくようお願いする。併せて、「公文書監理官（仮称）」の設置等の体制整備については、平成31年度機構・定員要求に向けての方針を内閣府より追って示すことになるので、各府省においては、この内閣府の方針を踏まえ、内閣人事局とも協議をしながら、閣僚会議決定の内容を踏まえて、必要な措置を取っていただくようお願いする。

（内閣官房・開出内閣審議官）それでは、第2回行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議幹事会は、以上をもって終了する。

本日の資料及び議事概要については、明日の閣僚会議以降にホームページで公表することを予定しているので、予め御了承いただきたい。

本日はお忙しいところ感謝申し上げます。